

静岡市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名	静岡市
事 業 名	農業集落排水事業
策 定 日	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

SDGs 取り組み目標



1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	別紙①（施設一覧）のとおり	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適 ※令和6年度から適用予定
		流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処理区数 処理場数	11処理区、11処理場 葵区 有東木地区、平野地区、坂ノ上地区、日向地区、大原地区、松野(油山)地区、 賤機北(俵沢)地区、富厚里地区 清水区 葛沢地区、布沢・土地区、善福寺地区 別紙①(施設一覧)、別紙②(処理区位置図)のとおり		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	【広域化・共同化】 現在、静岡県が主体となって、令和4年度までに策定を進めている広域化・共同化計画に伴い、静岡市内部及び近隣市町村との広域化・共同化の可能性を検討しています。 【最適化】 令和3年度に最適整備構想を策定する計画であり、その中で、11地区ある処理区の再編計画について検討します。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本額+人数割額 ○基本額 1世帯につき 1,650円 ○人数割額 1人につき 385円
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本額+人数割額 ○基本額 1事業所等につき 8,250円 ○人数割額 換算人員1人につき 385円
その他の使用料体系の 概要・考え方	集会施設の管理者等 1施設につき 3,300円

③ 組織

事業運営組織 職員数	静岡市 経済局 農林水産部 農地整備課 課長 1名 課長補佐 1名 <農業集落排水係> 正規職員 3名 会計年度任用職員 1名 <総務係> 正規職員 4名 会計年度任用職員 2名 ※総務係は農地整備課の業務の一部として、農業集落排水事業も担当
---------------	--

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	1) 浄化槽管理業務－中継施設を含む施設運転維持管理 2) 日常管理業務－処理施設の日常点検と清掃 3) 緊急出動業務－休日夜間等の施設異常通報時緊急対応 4) 水質検査業務－放流水質の測定 5) 電気保安管理業務－高圧受電施設の電気保安管理
	イ 指定管理者制度	採用していません。
	ウ PPP・PFI	採用していません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙③(経営比較分析表)のとおり

2. 経営の基本方針

<p>当市の農業集落排水処理事業は市内の中山間地に位置する農業用排水路の水質改善又は農村生活環境の改善を図り、併せて、公共水域の水質保全に寄与することを目的とし、運営しています。市内には11地区の処理場があり、他の都市と比べて多い地区数となっています。他の地区に比べ比較的新しい富厚里地区の処理施設を除いて、施設内の機器の老朽化が課題となっており、維持管理費も増加しているなかで、今後は富厚里地区の修繕も経常的に発生が見込まれます。</p> <p>また、市として人口減少の傾向にあるなかで、集落排水が位置する中山間地は都市部に比べその傾向が強く、将来的には更に減少が加速することが見込まれます。利用者が減少することで、事業の主な財源である使用料収入の減少も避けられません。</p> <p>このような現状を踏まえ、これからも持続的に事業を運営していくために、整備の基本計画である最適整備構想を策定し、費用面も含め計画的に施設の機能維持を図るとともに、整備計画を踏まえた料金改定の検討を行います。</p> <p>そして、安定的な運営をより確実にしていくために、令和6年度からの公営企業会計の適用を目指し、準備を進めます。</p>
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙④(収支計画)のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成28年度より3地区における処理施設機能強化事業に着手し、令和2年度末に完了となります。また、富厚里地区の新規施設整備が平成27年度に完了し市内11地区が供用開始したことを受け、管路や中継施設を含む全施設を対象にした最適整備構想の策定を進め、将来における施設補修や老朽化対策、更新時期等を検討計画し、施設の長寿命化と事業にかかる必要経費の平準化を図っていきます。最適整備構想の策定にあたり、令和元年度から令和2年度にかけ、全11地区の機能診断業務を行い、令和3年度に診断等の調査結果をまとめ、最適整備構想を策定します。なお、令和4年度以降の事業費については、策定された最適整備構想の結果によるため、現時点では既存の機能強化事業の整備計画に基づいた概算の事業費としています。

◇機能強化および大規模修繕の実施結果と今後の計画(令和4年度以降の計画については最適整備構想策定の中で決定)

平成28年度(2016年)	機能診断調査業務(3地区)
平成29年度(2017年)	日向地区機能強化実施設計 日向地区費用対効果算定
平成30年度(2018年)	日向地区機能強化工事 坂ノ上地区機能強化実施設計 坂ノ上地区費用対効果算定
令和元年度(2019年)	葛沢地区機能強化実施設計 葛沢地区費用対効果算定
令和2年度(2020年)	坂ノ上地区機能強化工事 最適整備構想機能診断調査(5地区)
令和3年度(2021年)	葛沢機能強化工事 最適整備構想機能診断調査(6地区) 油山3号中継ポンプ修繕
令和4年度(2022年)	最適整備構想策定 郷島地区河川横断管(浅間橋)修繕 大原処理場汚泥濃縮器点検整備 俵沢12号中継ポンプ修繕

② 収支計画のうち財源についての説明

農業集落排水事業の財源は、使用者からの使用料によって賄っていくことが理想ではありますが、現状では使用料のみで賄うことは難しく、不足する部分を一般会計からの繰入金によって補っています。最適整備構想策定以降の年度の国庫補助金、繰入金、市債については、算定基礎となる整備事業費に伴い概算となります。

<使用料>

集落排水処理施設の使用料であり、事業の根幹となる収入です。供用開始が比較的新しい地区など一部で接続率がまだ低い地区があり、新規に加入する世帯もあることから、使用料収入は少しずつ増加してきているものの、全体としては集落排水処理区域の人口減少が進行しているため、長期的には使用料収入も減少していくことが避けられないものと考えていますが、現計画においては、直近の実績も考慮したうえで令和3年度予算額と同額を見込んでいます。また、最適整備構想の策定を進めている段階で、投資額が定まっていないため、現計画では料金改定は見込んでいません。

<国庫補助金>

農山漁村地域整備交付金による補助を想定しており、集落排水処理施設の機能強化(更新)事業及び最適整備構想策定事業において利用します。最適整備構想策定分を除き、事業費の50%の補助を受けることを見込んでいます。令和4年度と5年度は補助対象事業の実施がなく、令和6年度以降機能強化事業の進捗に伴い、補助が継続します。

<繰入金>

一般会計からの繰入金であり、支出に対して使用料、補助金、市債による収入を充てて不足する分を賄う額を見込んでいます。

<市債>

集落排水処理施設の機能強化(更新)事業の財源として借り入れるもので、財政融資資金からの借入を想定しており、事業費から補助金額を充てた残りに充てる分を見込んでいます。令和5年度までは、公営企業会計適用債の借入を想定しており、最適整備構想策定後の機能強化事業開始後は、事業の進捗にあわせて借入を行います。起債残高は借入が続くものの、施設建設時の借入分の償還も進むため残高はゆるやかに減っていく見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<修繕料>

年間を通して行う計画修繕は10地区で年間2,000万円前後を見込んでおりますが、令和7年度からは新しく整備された富厚里処理施設が供用開始から10年を経過するため、富厚里地区を含めた修繕料を見込んでいます。また、通常の修繕とは別に大原、油山処理場の汚泥濃縮器、俵沢処理区の真空設備の修繕が定期的に必要なとなりますが、これらの大型の修繕に関しては、投資の機能強化計画の中に組み込み計画的に行うこととします。

<委託料>

委託料については、処理施設の維持管理業務、処理施設の日常点検や清掃等を地元管理組合が行う日常管理業務、施設故障時に対応するための緊急出動業務、水質検査業務が主なものとなります。その他の委託として、使用料収納管理システムの保守業務や電気保安管理業務などがあります。

<公営企業法適用>

総務省からの要請を受け、令和6年度からの公営企業法適用に向け固定資産台帳作成及びシステム導入等の費用を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>【最適化】 令和3年度に最適整備構想を策定する計画ですが、その結果から令和4年度以降に機能強化を含めた整備計画を策定し、老朽化が著しい施設の改築、再編等が必要とされる施設に対して、効率的な施設運営ができるよう検討し機能維持を図っていきます。</p> <p>【広域化、共同化】 農業集落排水事業では、処理施設が中山間地に位置しているという地理的な条件から、公共下水道への接続等のハード面については現実的に難しく、ソフト面における連携が中心になると考えられます。静岡市における汚水処理事業は、公共下水道、し尿処理、合併処理浄化槽、農業集落排水に分けられ、それぞれ運営する所管が異なります。そのため、関連市町との連携も考えられますが、まずは市の内部による関係所管にて連携を強化し、より効率的な維持管理手法の検討や汚泥処理方法の統一などの可能性を模索し調整検討を行っていきます。 また今後、中山間地における人口減少が著しく進むことを考慮すると、処理施設の統合等も検討が必要と考えられます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>令和3年度に策定する最適整備構想の中で、財政計画を考慮した平準化を図ります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>指定管理者制度及びPPP/PFIの導入の予定はありません。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料</p>	<p>事業の運営は、使用者からの使用料をもって賄うのが理想ですが、現状では一般会計からの繰入金なしでは運営できない状況です。市として人口減少の傾向があるなか、処理区域が位置する中山間地は今後その傾向がより加速していき、使用料収入が減ることが避けられません。安定的な事業運営のために、最適整備構想策定後の機能強化計画が確定する際に、料金改定の検討を行います。</p>
------------	--

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>指定管理者制度及びPPP/PFIの導入の予定はありません。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>年間を通して行う計画修繕は年間2,000万円前後を見込んでいます。今後は各施設の経年劣化による修繕費の増大が想定されますが、最適整備構想に基づく機能強化の実施や、大型の修繕については投資の機能強化計画の中に組み込み計画的に行うことで、限られた修繕費を有効に活用し施設の機能維持を図ります。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>管路台帳については全11地区で作成済みですが、作成してから大きく年数が経過した地区については、最新の管路情報を台帳に反映させるため、定期的に更新を行う必要があります。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>最適整備構想策定前のため投資計画が確定していないため、最適整備構想策定後の機能強化計画が確定した際に見直しを行います。以降、実績の推移を検証し、随時見直しを行います。</p>
----------------------------	--

◎静岡市農業集落排水処理施設

2020 年

令和2年度

処理区		採択年度	供用開始年			供用経過年数	計画処理人口(人)	計画処理量(日平均汚水量 m3)	処理方式	中継施設数(中継、宅内、真空)	管路施設(m)
葵区	1	有東木	平成元年	平成4年5月	1992	28	350	94	JARUS-V 接触ばっ気方式	2	3673
	2	平野	平成元年	平成5年5月	1993	27	420	114	JARUS-V 接触ばっ気方式	0	2765
	3	坂ノ上	平成4年	平成8年5月	1996	24	660	178	JARUS-Ⅲ 接触ばっ気方式	7	4550
	4	日向	平成8年	平成14年4月	2002	18	400	108	JARUS-196 接触ばっ気方式	6	4600
	5	大原	平成9年	平成20年6月	2008	12	1400	378	JARUS-XIV96 連続流入間欠ばっ気方式	7	10547
	6	松野学区(油山)	平成9年	平成21年10月	2009	11	1910	516	JARUS-XIV96 連続流入間欠ばっ気方式	22(17、5、0)	16228
	7	賤機北(俵沢)	平成11年	平成22年10月	2010	10	990	268	JARUS-Ⅲ96 接触ばっ気方式	20(14、2、4)	8367
	8	富厚里	平成22年	平成27年10月	2015	5	620	168	JARUS-XIVR 間欠ばっ気方式	3	6563
清水区	9	葛沢	昭和62年	平成2年4月	1990	30	290	78	JARUS-V 嫌気ろ床接触ばっ気方式	0	2250
	10	布沢・土	平成3年	平成6年10月	1994	26	350	94	JARUS-V 嫌気ろ床接触ばっ気方式	2	3642
	11	善福寺	平成元年	平成3年9月	1991	29	200	54	JARUS-V 嫌気ろ床接触ばっ気方式	0	1049

※ 真空の中継施設数: 真空ステーション×1 + 真空弁ユニット×3 = 4

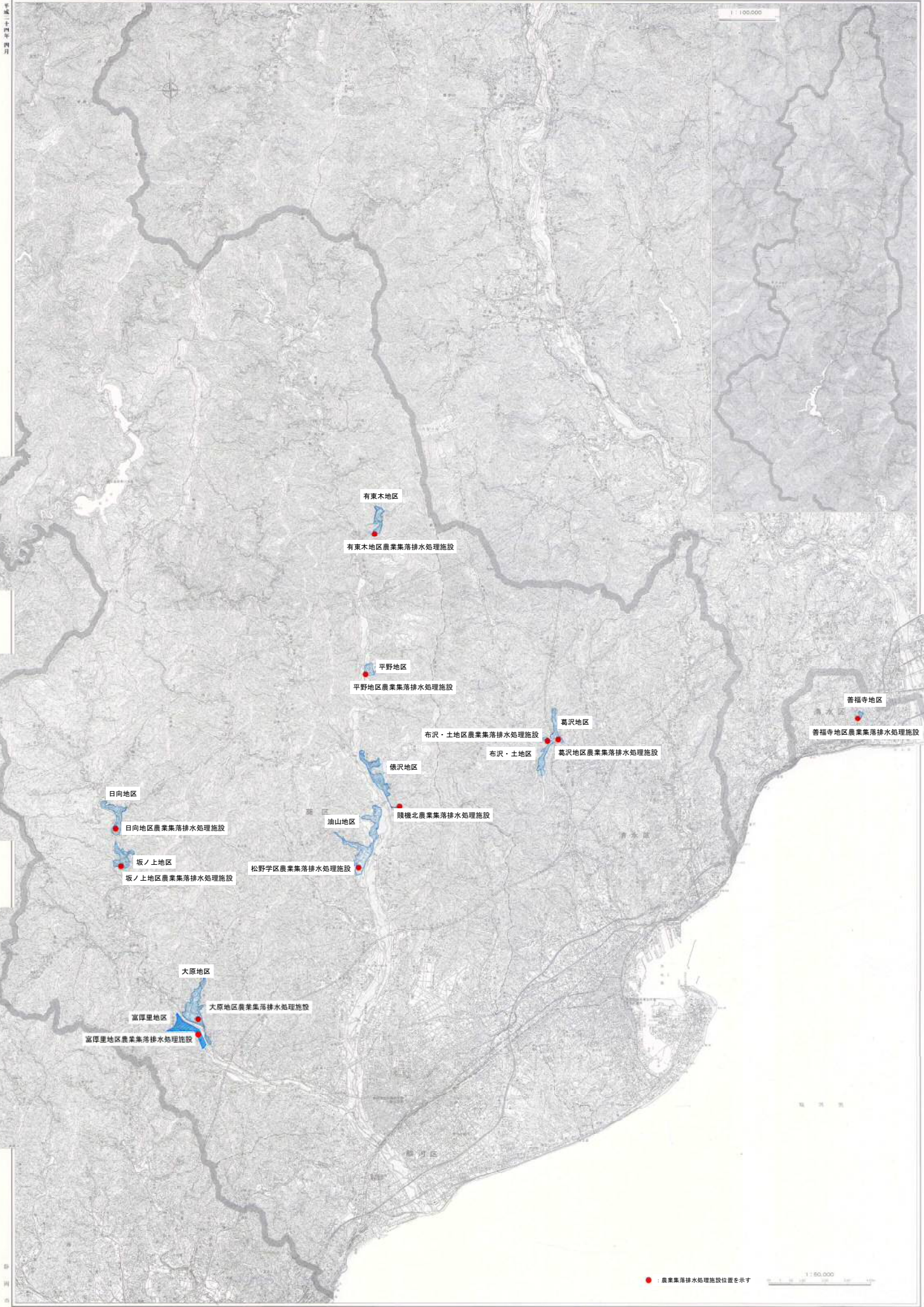
69

64234

静岡市農業集落排水処理区位置図

平成十四年四月

1:100,000



経営比較分析表（令和元年度決算）

静岡県 静岡市

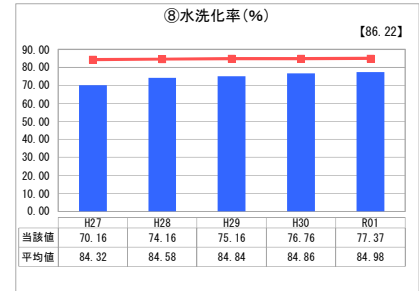
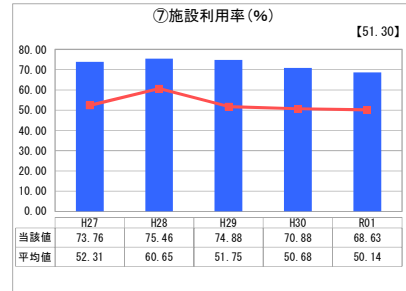
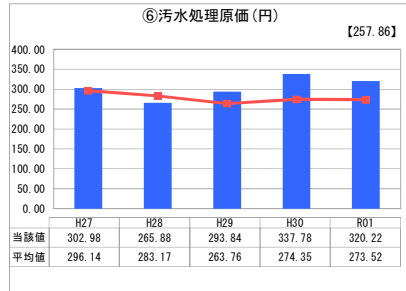
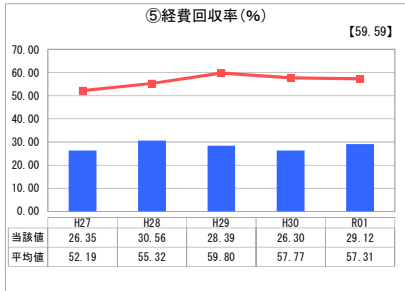
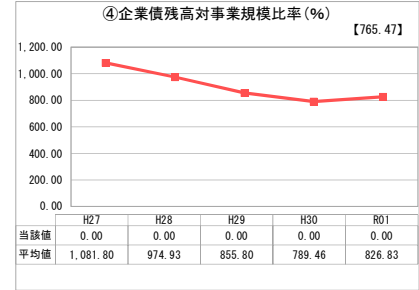
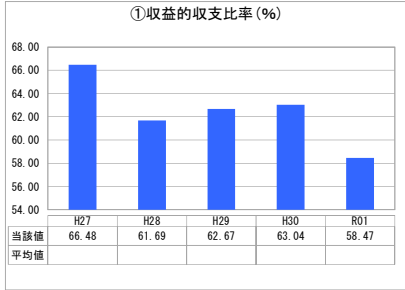
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.62	100.00	2,750

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
698,275	1,411.83	494.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,352	1.74	2,501.15

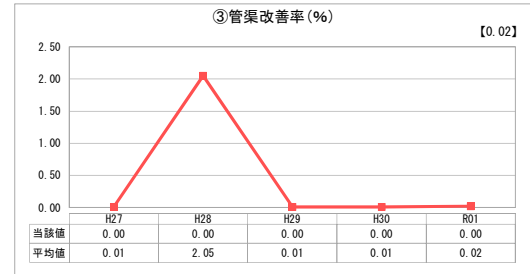
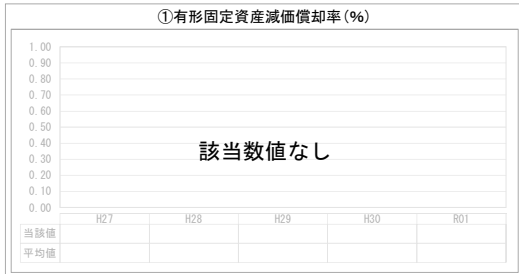
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

施設利用率をみると、他都市と比べても値は高いことから、施設の規模は適正といえる。しかし、経営状況としては起債の償還金においては100%、維持管理費もその大半を繰入金によって賄っていることから、収益的収支比率、経費回収率ともに低い値となっている。維持管理費用が増傾向にあり、施設整備における起債依存度も高いため、汚水処理原価も他都市に比べて高い値である。使用料収入は微増で推移しているものの、最適整備構想を策定し、今後も施設整備を継続的に行っていくため、いずれの値も同程度で推移する見込みであるが、収支改善のため料金改定の検討を進める。

2. 老朽化の状況について

【施設】平成27年度に供用開始した富厚里地区を除いて、令和2年度の葛沢地区の機器更新により、一通りの地区の更新が完了となる。以後は最適整備構想を策定し、より効率的な更新に努めていく。

【管路】現時点では、早急に更新が必要な状態の管路はないものの、管路の耐用年数を考慮すると供用開始から年数がたつ処理区においては、更新に備える必要があるため、最適整備構想を踏まえた整備計画のなかで更新を検討していく。

全体総括

使用料収入は微増の傾向があるものの、今後は減収に転じる見込みが強く、繰入金の依存度も高い状態が継続する見込みである。その中で、市内11か所の処理施設を安定的に維持していくために、最適整備構想を策定し、必要な施設整備を効率的に進めるとともに、整備計画の内容を踏まえて料金改定の検討を進める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

(単位:千円,%)

区 分	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	決算見込										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	146,690	151,254	156,515	151,715	146,957	144,905	143,638	147,635	140,229	138,875	137,536	135,762
	(1) 営 業 収 益 (B)	47,897	48,390	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190
	ア 料 金 収 入	47,897	48,390	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	98,793	102,864	108,325	103,525	98,767	96,715	95,448	99,445	92,039	90,685	89,346	87,572
	ア 他 会 計 繰 入 金	98,072	102,854	108,315	103,515	98,757	96,705	95,438	99,435	92,029	90,675	89,336	87,562
	イ そ の 他	721	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	2 総 費 用 (D)	146,690	151,254	156,515	151,715	146,957	144,905	143,638	147,635	140,229	138,875	137,536	135,762
	(1) 営 業 費 用	109,015	115,647	123,332	118,554	115,978	116,179	117,008	123,084	117,011	116,936	117,014	116,939
ア 職 員 給 与 費													
ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	109,015	115,647	123,332	118,554	115,978	116,179	117,008	123,084	117,011	116,936	117,014	116,939	
(2) 営 業 外 費 用	37,675	35,607	33,183	33,161	30,979	28,726	26,630	24,551	23,218	21,939	20,522	18,823	
ア 支 払 利 息	37,675	35,607	33,183	33,161	30,979	28,726	26,630	24,551	23,218	21,939	20,522	18,823	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	179,328	197,029	163,785	139,616	150,784	165,458	277,262	256,824	235,318	191,192	239,346	240,424
	(1) 地 方 債	27,500	37,200	23,400	12,300	16,500	5,800	61,000	61,000	51,800	28,800	51,800	51,800
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	120,428	126,229	132,385	127,316	134,284	153,778	155,182	134,744	131,638	133,512	135,666	136,744
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	31,400	33,600	8,000	0	0	5,880	61,080	61,080	51,880	28,880	51,880	51,880
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	179,316	198,657	164,785	140,616	151,784	166,458	278,262	257,824	236,318	192,192	240,346	241,424
(1) 建 設 改 良 費	75,134	85,181	48,439	23,970	35,439	48,756	160,267	141,382	122,099	76,220	123,338	122,464	
ウ ち 職 員 給 与 費	6,480	6,681	8,039	7,854	7,964	8,076	8,187	8,302	8,419	8,540	8,658	8,784	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	104,182	111,127	115,346	115,646	115,345	116,702	116,995	115,442	113,219	114,972	116,008	117,960	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他	0	2,349	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	12	△ 1,628	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	12	△ 1,628	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	1,616	1,628	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,628	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,628	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	58.5%	57.6%	57.6%	56.7%	56.0%	55.4%	55.1%	56.1%	55.3%	54.7%	54.2%	53.5%	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	47,897	48,390	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	48,190	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	1,906,016	1,827,689	1,724,343	1,625,498	1,514,596	1,458,601	1,404,159	1,342,740	1,256,568	1,192,360	1,126,200	1,057,137	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	決算見込										
収 益 的 収 支 分		98,072	102,854	108,315	103,515	98,757	96,705	95,438	99,435	92,029	90,675	89,336	87,562
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	83,731	21,538	20,030	18,677	17,290	16,024	14,769	13,962	13,192	12,329	11,301	10,422
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	14,341	81,316	88,285	84,838	81,467	80,681	80,669	85,473	78,837	78,346	78,035	77,140
資 本 的 収 支 分		120,428	126,229	132,385	127,316	134,284	153,778	155,182	134,744	131,638	133,512	135,666	136,744
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	2,661	67,781	70,533	70,395	70,377	70,560	69,636	68,310	69,371	70,000	71,179	72,518
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	117,767	58,448	61,852	56,921	63,907	83,218	85,546	66,434	62,267	63,512	64,487	64,226
合 計		218,500	229,083	240,700	230,831	233,041	250,483	250,620	234,179	223,667	224,187	225,002	224,306